

令和3年12月1日

残高1万円未満の預金解約手続きにおける「押印不要化」の実施について

秋田県信用組合（理事長 北林貞男）は、預金残高1万円未満の普通預金等の解約手続きにおいて、届出印の押印を不要とする取扱いを開始します。

これまで、普通預金等の口座をご解約いただく際には、所定の払戻請求書に届出印の押印をお願いしてまいりましたが、個人および個人事業主のお客様につきましては、取扱店へのご本人様による来店に限り、顔写真付本人確認書類をご提示いただくことで、ご解約が可能となります。

当組合では、今後とも利便性の向上に努めてまいります。

記

- 1 取扱開始日
令和3年12月1日（水）
 - 2 対象となるお客様
個人および個人事業主のお客様
 - 3 対象となる口座
残高1万円未満の普通預金口座、貯蓄預金口座、納税準備預金口座
 - 4 お取扱いに必要な事項およびご持参いただくもの
ご本人様の取扱店への来店と、運転免許証等の顔写真付本人確認書類の提示
- （以 上）

 秋田県信用組合

【本件に関する問合せ先：事務部 渡辺 018-831-3551】